

令和6年度1回京都市男女共同参画審議会 議事録

- <日 時> 令和6年8月26日(月) 13時30分～15時30分
- <場 所> ウィングス京都 セミナー室B
- <出席委員> ※ 敬称略、五十音順
井上 晃輔(市民公募委員)
奥野 美奈子(京都銀行 常務取締役)
佐々木 元勝(特定非営利活動法人ファザーリングジャパン関西)
笹山 文美代(一般社団法人京都市地域女性連合会 理事)
里内 友貴子(弁護士)
多賀 太(関西大学文学部教授)
谷口 洋子(京都府医師会 副会長)
西岡 歩(日本労働組合総連合会京都府連合会 副事務局長)
藤本 哲史(同志社大学政策学部教授)
丸山 里美(京都大学大学院文学研究科准教授)
- <欠席委員> 芦田 光一(市民公募委員)
南野 佳代(京都女子大学法学部教授)
- <オブザーバー> 京都府文化生活部男女共同参画課
(公財)京都市男女共同参画推進協会
- <内 容> 1 「第5次京都市男女共同参画計画」の進捗状況について
(1) 「真のワーク・ライフ・バランス」の推進
(2) DV(ドメスティック・バイオレンス)対策
2 令和5年度附属機関等における委員の登用状況について
3 令和6年度男女共同参画市民意識調査について
4 その他報告事項

<審議会会長等の選任>

委員による推薦と承認により、以下のとおり選任

会 長 多賀 太 委員
副会長 谷口 洋子 委員
同 上 藤本 哲史 委員

<主な意見>

【1 「第5次京都市男女共同参画計画」に基づく令和6年度の主な取組について】

谷口委員 DV対策について、被害者から見た加害者との関係を見ると、夫又は元夫が9割を占める一方で、元妻というのはほとんどない。

しかし、ウィングス京都における女性への暴力専門相談の相談件数は令和5年度98人に対して、男性のための電話相談の相談件数は36人であり、約3分1という割合で急激に増えてきている。

これらを見ると、相談件数において男女比が異なっているように思う。元妻又は今の妻が暴力を振るっているというデータはここには出てないものの、増えていると受け止めてよいか。

事務局 資料2ページ目の「エ 加害者との関係」は、DV相談支援センターで相談を受け、対応した人数を表にしている。一方で、「(2)ウイングス京都における相談件数」は、DV相談支援センターでの件数とは別に、ウイングスで受けた相談事業について件数を示したものである。

谷口委員 実際の感触として、男性からの相談が増えていることは間違いないと見てよいか。

事務局 DV相談支援センターは、女性のみを対象として、相談を受け付けているため、女性からの相談しか統計がない。

ウイングス京都での相談件数は、男性からの相談が増えてきているという状況である。

ただし、個々の相談内容を見ると、加害男性が妻に対して悪いことをしてしまったという後悔について述べられたり、妻から「収入が少ない」と責められるなど関係性に悩んで相談されるなど、最近の傾向として相談内容が多岐にわたっているという印象を受けている。

丸山委員 相談窓口の案内について、ウイングス京都の講座案内の8月・9月号の1ページ目に女性の相談窓口が紹介されているが、一つのページに、「ウイングス京都女性のための相談」、「つながる相談室」、「女性のための相談支援センター みんと」、「DV相談支援センター」という4つの別個の窓口と、4つの電話番号が書かれている。

それぞれ、成り立ちや窓口開設の経緯が異なることは理解するし、相談先が複数あること自体が悪いとは思わないが、市民にとっては、どこに相談すればよいのか分かりにくくなっているように思う。

また、それぞれの相談窓口の受付時間についての記載も、窓口が開いている時間が重複しており、相談方法も、面接又は電話による相談となっており、同じような開所時間、同じような方法の相談窓口が複数あるというのは、リソースの使い方として効率的ではないと思う。それぞれの窓口での連携のあり方はどうなっているか。

もう一点、今後、例えば、受付窓口を一本化したうえで、中で対応する窓口に分ける、又は、相談時間・方法が重複しているところについては、例えば、他の自治体で例があるように、SNSでの相談や、夜間や休日の対応をするなどの整理をしていく予定はあるか。

事務局 1点目のウイングス京都の講座案内については「京都市女性のための相談支援センター みんと」をPRするべく、関連する窓口と併せて掲載したものであるが、かえって分かりにくいという指摘については真摯に受け止め、今後、研究をしていく必要があると認識している。

これらの相談窓口について、ウイングス京都の「女性のための相談」、
「つながる相談室」については、ウイングス京都の相談事業であり、い
ずれも相談を傾聴し、必要な機関を紹介するといった相談メインの対応
を行なっている。

それに対して、「京都市女性のための相談支援センター みんと」と
「DV相談支援センター」については、安全確保の支援、同行支援、各
種証明書の発行など、具体的な支援をメインに行っている。

連携のあり方について、ウイングス京都に相談された方の中で、具体
的な支援が必要な方は、ウイングス京都からDVセンターやみんとに、
また、定期的な傾聴やトラウマケアなどを必要とされる方については、
DVセンターやみんとから、ウイングス京都の女性相談、各種事業を紹介
するという連携を想定している。

ウイングスと、今申し上げた2つのセンターでは、実施内容が異なり、
受付の一本化は難しいと思われるが、ウイングスの2つの窓口の統合、
また、みんととDVセンターの窓口の統合については、今後、検討の余
地があると考えている。

SNS相談について、若い世代の方や、オンラインのほうが話しやす
い方のニーズに対応して、直接相談の入口としての効果は一定あると認
識しているが、文字だけのやりとりでは意思が伝わりにくいといった特
性があり、その点も考慮しながら対応する必要があると考えている。

現状では、京都府のウェブ相談として「女性のためのWebチャット
相談ここはな」を実施しており、必要に応じて市の支援機関につないで
もらうよう、連携を行っている。

広報については、表記を分かりやすく改善する必要があると考えるほ
か、行政等各機関の連携について、行政サイドではしっかり連携ができ
ていると考えていても、相談する市民の側からはそれが分かりにくい場
合もあると思うので、その点も考慮して広報のあり方を考えていきたい。

藤本委員 真のワーク・ライフ・バランスについて、シティリビングで「仕事・
家庭・地域応援企業」を掲載しているが、ワーク・ライフ・バランスと
言う一般的な話になりがちで、具体的なところが見えにくいと思われ
る。

その点を考えると、具体的な企業の事例紹介はとても良い取組である
と感じている。

資料では、令和6年2月の掲載分までが記載されているが、今後もこ
の取組を継続する予定があるか。

また、紹介されている事業所は、比較的人数規模の大きくないところ
が多いようだが、その事業内容は多岐に渡っており、様々な事例が挙げ
られているところもいいと思うが、どのように企業を選んだのかを聞き
たい。

事務局 本取組は、真のワーク・ライフ・バランスの見える化として地域企業における好事例を紹介するもので、令和5年度には5社を紹介した。令和6年度についても、何社か取材のうえ紹介する予定で、準備を進めている。

取材先企業の選定にあたっては、当部署がインターネットで検索したり、産業観光局がウェブサイトで紹介している企業を調べたりしている。

佐々木委員 男性を対象にした家事育児参画講座の実施について、当事者に関しては家事育児をしたいという方が増えてきていると思うが、育休を取る際には、やはり企業の協力が必要であると思う。企業向けに、講座等を実施したか。

事務局 企業向けには、令和5年度に厚生労働省との共催により「育児・介護休業法解説セミナー」をオンラインで実施した。

育児・介護休業法の改正内容について企業に周知する内容で、企業の人事担当者や経営層の方々を対象として、100名に迫る方々に御参加いただいた。

参加された方々に対しては求めておられる情報を提供できたと考えているが、企業のその後について後追いはできていない。今後は一方的な発信にとどまらず、地域企業との接点を有する産業観光局とも連携を取り、情報共有しながら、京都という地域の特性にも目を向け、規模の小さい事業所でも育児・介護休業の取得を定着していけるよう取り組む。

また、国においても両立支援というテーマで様々な補助制度を設けており、企業等において、育休を取られた方のフォローをされる方に対する手当の支給等を対象とする補助金などもあるため、所管の労働局と連携して、本市でも企業向けに周知をしていくための調整を行っている。

西岡委員 DV被害者の方の市営住宅の優先入居については、被害者が希望する地域の募集がないため応募が低調になっていると評価をされているが、この点は難しい課題と感じている。今後の対策について聞きたい。

事務局 市営住宅優先入居について、対象要件の緩和などにより、使っていたきやすいように取組を進めているところだが、希望される地域や子どもの学校の都合など、一人一人の事情や思いもあって、なかなか利用には至っていない。

市営住宅優先入居の他に、都市計画局が運営する「京・安心すまいセンター」につなぎ、そこで相談のうえ紹介を受けて入居に至ったという事例もあり、一人一人の希望に可能な限り添えるような支援を心掛けたい。

特に、利便性の高い物件は一般応募で何十倍もの倍率になり、優先入

居の方に割り当てる枠が生じにくい状況もある。DV被害者の方にとって居住場所は重要であると認識しており、都市計画局の担当部署としっかり協議をしていきたい。

奥野委員 「京都 style 真のワーク・ライフ・バランス応援Web」は、令和5年度は2万789件のアクセスがあったとのことだが、これについてどう評価しているか。目標アクセス数があるか。

このウェブサイトについて、プッシュ型で市民に通知することでアクセス数が伸びるのではないかと思う。広く地道に情報発信していくという点で、どういった工夫をされているのか。

事務局 「京都 style 真のワーク・ライフ・バランス応援Web」については、特にアクセス数に関する目標を設定していないが、ここ数年は2万件以上という実績で推移している。

少しでも多くの方に御覧いただくため、市の広報部署が運営する京都市の公式SNSを通じた周知も検討していきたい。

最近では、みんとの開設の際に京都市の公式LINEでの広報を依頼したが、タイムリーな案件が優先されるようである。今後、男女共同参画にまつわる様々なPR月間に絡めてSNSでの発信を行うなど工夫しながら、「応援Web」の周知を充実させたい。

奥野委員 近年は学生が就職先を決めるうえで働きやすさを重視していると言われており、真のワーク・ライフ・バランスの推進事業で紹介されることは、中小企業にとって採用面で意義深いと思われる。良い循環のため、今後も中小企業支援部門と情報の連携により生み出される効果について期待する。

佐々木委員 広報に関して、私は30代だが、20代や30代の若年層はSNSで情報を入手する習慣があると思う。京都市でSNSの発信に力を入れている事例があれば聞きたい。

事務局 真のワーク・ライフ・バランス、働き方改革の分野でのSNS等におけるプッシュ型の発信については、費用対効果を検討しつつ、限定的な場面で実施しており、「応援Web」については令和4年度に市民の方への周知のために、SNSでの広告を行った。

この他、京都市のLINEからの発信に加え、当室のSNSアカウントからもセミナー等の啓発事業の実施について丁寧に発信するなどしている。

里内委員 DV被害者支援について、加害者プログラムの受講を紹介しているということだが、私は、DV被害者が逃げる以外に選択肢がないといった

段階の前で手を打てるのが家族にとって良いと考えている。家族との接し方が分からず加害的な行為を取ってしまう方もいるであろうし、被害者の側でも、相手が変わるのであればやり直すという気持ちを持っている方もいると思う。

加害者プログラムについて力を入れてもらいたいと思うが、京都市では、プログラムに対するニーズをどれぐらい把握しているか。

事務局 加害者プログラムは、被害者支援の一環ということで、被害者の安全を確実なものにするため、また、加害者に自身の責任を自覚させて、加害者の認知・行動変容を起こすことを目的として行うものである。

加害者プログラムについて、本市では現在、必要に応じて希望者に紹介している。具体的に昨年度何名の方を案内したという資料については、この場で用意がないのでお示しできないところだが、加害者プログラムについては、国から実施のための留意事項が示されており、プログラムへの参加が必ずしも加害者の認知・行動変容を保障するものではないこと、現行の制度においては、加害者に対してプログラム受講を義務づける制度はなく、あくまで加害者本人の希望に基づくものであるということが記載されている。

また、加害者プログラムの受講をしたことによって、実際の変化の有無にかかわらず、加害者が更生したという錯覚を被害者に与えることで、加害者が支配関係を継続させるためにプログラムを利用するリスクもある点については留意が必要と考えている。

いただいた意見を参考にし、京都府と連携をしながら、今後の対応について検討していきたい。

里内委員 プログラムの受講を加害者に利用されては困るというのは、そのとおりだと考える。京都府で先行して取組まれているのであれば、その追跡調査を可能な範囲で行い、その結果も踏まえて検討されたい。

加害者に対してアプローチを何も行わないままでは、いつまでたってもDVがなくならないとも考えられるため、留意事項は踏まえたうえで加害者に対するアプローチについても効果的な方法を考えていくべきと思う。

事務局 加害者プログラムについては、国でも最近積極的に進められており、補助制度も設けられたところである。

一番の問題点は、現行ではプログラムを受ける意思がないと受けなくてよい制度であるため、例えば、保護命令を出された方に対して義務化するなどの強制力がなければ、実効性を確保できないと考えており、その点は内閣府にも要望している。

DV相談支援センターでの相談支援の現状においても、自ら「プログラムで変わりたい」という加害者はほぼ見られず、加害をしたという認

識すらないという方が多いというのが現状である。

逃げるための支援ではなく、逃げなくてもよい支援が理想であると考えているので、その点は京都府とも連携して引き続き研究していきたい。

里内委員 確かに、被害が深刻化している方に関しては効果が見受けられないというのもプログラムの1つの側面だと理解する。

ただ、例えばやり直したいというふうに双方が思っている状況で、2人だけでやり直すということは難しいという場合には、配偶者から、又は相談した弁護士や支援者等から紹介を受けて受講を希望される方もおられると思う。フェーズとしてまだ初期段階であれば、効果が見込める場合もあるのではないかと思うので、そうした点も含めて引き続き検討されたい。

笹山委員 広報の方法について、必要な人に情報がなかなか届いていないのではないかと感じている。若者はSNSで比較的容易に情報に接しているが、年齢を重ねてくるとそういったことが難しくなってくる。従来からの紙による広報にも力を入れていただきたい。

また、DVについて、高齢者の中には被害を受けていても諦めてしまっていたり、そもそも被害を受けている認識がないということもあると思う。そうした方への情報提供を、例えば地域単位で行うなどができればよいのではないかと思う。

井上委員 若年層は、DV被害を受けた時に、視野が狭くなってしまいどこに相談すればよいのか分からなくなることがあると思う。そうした際、最初に行政に相談しようと思うとは限らない。やはり、京都市がどのような取組をしているのか、市民に情報発信することが欠かせないと思うので、ぜひ広報に力を入れてもらいたい。

【2 令和5年度附属機関等における委員の登用状況について】

佐々木委員 令和5年度の登用状況については、目標は達成しているものの、数値としては前年度に比較して横ばいとなっている。

課題としては、男女いずれの委員の割合も35%以上であるという目標を達成できていない3割の附属機関をどうしていくかということだと思う。具体的な案があれば聞きたい。

事務局 従来より、各部局で附属機関や審議会を立ち上げる際、また、委員の改選を行う際には、男女委員の割合が変わることがあるため、2か月前には担当部署から当部署に事前協議していただくこととしている。その際、男女の比率の均衡が目標に達していない場合は、例えば、関係団体の方に委員就任をお願いする際に、これまでは会長をお願いをしていた

が、副会長に女性がおられたら、その方の就任を検討いただくなど、可能な工夫についてアドバイスをを行っている。

奥野委員 自治会や消防土木の分野では、従来から女性の方があまり多くおられず、女性の委員登用が難しいということを以前に聞いた。

そうした状況下で、70%という目標を達成しているというのは、相当な努力をされているのではないかと思う一方、将来的には100%を達成しないといけないと思う。

そのためには、3年、4年と時間をかけて、様々な組織で、目標を設けて女性の関与者を増やしていくという活動に取り組んでいただくことが必要ではないかと思う。

附属機関の委員の男女の均衡が達成されるには、草の根的な取組で、例えば自治会などでは、必ず女性にも入っていただき、組織で女性の担い手を育ててもらうところから始まるのではないかと思う。

事務局 御指摘のとおり、70.2%という数値まで上げるのに相当な努力をしており、附属機関に女性の数が足りない場合は、当部署が所管部署に丁寧に掛け合って進めている。

どうしても数字だけを見てしまいがちだが、その数値目標をなぜ達成する必要があるのかを各部署に理解していただくことが重要だと考えている。

男性だけでなく女性も入っていただき、多様な意見を吸い上げることで、より良い施策ができるということを各部署が理解しなければ進まないと思うので、関係局にその重要性について伝えていきたい。

里内委員 多様な意見を吸い上げるためには、様々な属性の方で構成する必要があることを理解していただいたうえで、その団体にどうすれば女性も入ってもらえるのか、委員会に委員として選出してもらって被選出に了解いただくのかという点にも課題がある。

それについて、各委員会で工夫していることをこの審議会が情報提供するというのはどうか。

今日もオンラインでの参加が認められていることで、私も出席しやすく、この審議会に今年度から所属することができた。

女性が少ないと、役割をたくさんもらうことになり、結局女性の負担感が増え、これ以上ちょっとお引き受けは難しいということもあるし、それを慮って男性側も、これ以上は頼めないなということも現場にはあるのではないか。

移動時間もカットでき、オンラインでどこからでも参加できるような仕組みになっているなどの現実的な方法の協議も大事なかなと思う。

事務局 御意見を伺い、工夫のため知恵を出していく必要があると感じた。今

後も、この場に限らず、様々な御意見をいただきたい。

【3 令和6年度男女共同参画市民意識調査について】

丸山委員 20 ページ目の「V 京都市の取組について」だが、前期の審議会で「ウイングス京都のあり方の検討」が議題に入っていたこともあり、ウイングス京都の利用に関する質問が新設されていると理解したが、ウイングス京都の利用頻度について聞いたのち、利用したことがないという人に対して「なぜ利用していないのか」という質問する内容になっている。

これではそもそもウイングス京都は何をしている施設なのかを、回答者が知る機会が失われる。利用している場合に、「どういう機能を利用しているのか」という質問を追加してもよいのではないか。

事務局 全体を調整のうえ、盛り込むことを検討する。

藤本委員 調査手法について、インターネットモニター調査と書かれているが、これは当該調査に参加したいという意思をもって回答者がアンケートに回答するものか。

事務局 現段階での想定では、事業者ごとに、あらかじめ登録しているモニターの方の中から回答いただくものになる。

藤本委員 調査のためのモニター募集となれば、回答に偏りが生じる懸念が生じるので、モニター登録されている方を対象に調査を行う方法が適切だと考える。

事務局 前回からの連続性をとりわけ重要ととらえており、なるべく方式を変えたことによるノイズが入らないように、慎重に進めて参りたい。

奥野委員 京都市が従来の方針を変更したり、新しい施策を実施している部分についても、何が知られていて、何が知られていないのか、分かる方がいいのではないかと。様々な事業を実施している中、取組によっては府と重複するところもあると思う。施策がどう浸透しているかを知ることは、その後の取組の展開に活かすことができると思う。

事務局 参考にさせていただく。

藤本委員 最後に自由記述欄がある。

他の自治体の過去の調査事例を見ていると、この自由記述に非常に興味深い意見が多くて、どのようにその施策を展開していくかの参考になるものが多いと思う。

ただ、インターネット調査の場合にどれだけ実際にキーボードをたた

いて意見を書いてくれるかというところが難しいかもしれないので、調査会社と相談して、工夫していただきたい。

事務局 そのようにさせていただく。

【4 その他報告事項について】

丸山委員 資料6別紙の「困難な問題を抱える女性に対する支援事業」のイメージ図を見つつ質問させていただく。

別の自治体を見ると、女性相談支援員が置かれているか否か、どこに配置されているかで、相談支援の質に差があり、相談窓口配置されていることが支援の質を上げるために重要であるということが明らかになっている。

図では、京都市に新たに新設された女性相談支援員が本庁に配置されており、主に調整業務を担うようである。

これでは、具体的な相談ケースに女性相談支援員が関わらないように見えるが、実際には関わっていくのか。

もう1点、「女性のための相談支援センター みんと」が支援対象とする「特有の課題」について聞きたい。

このセンターの根拠となる女性支援新法自体の問題だが、従来からある高齢や障害、生活困窮などの既存の窓口でも女性の相談に対応している中、新たに女性だけを取り出した相談支援センターが設置された形になっており、既存の窓口とのすみわけや連携がどうなるのかがあいまいである。

図でも「特有の課題」を抱えるケースを「みんと」につなぐと書かれているが、京都市では「特有の課題」をどういうものと認識しているか。

前回の審議会で、「京都市ではDVの相談件数に比して、一時保護の件数が他の自治体に比べると著しく低いのではないかと」と質問した。

実際、他の自治体では、相談件数に対する一時保護件数の割合は2パーセントほどであるのに対し、京都市の資料では0.2パーセントであり、1桁違うのではないかとという内容であった。その際には「母数を相談件数ではなく相談人数とすると同じぐらいになる」という説明があった。

その後調べると、他の自治体では大体相談件数を母数にしている。

このことを考えると、やはり京都市では、相談件数に比して一時保護が非常に少ないと思われ、一方で、相談件数は一定数あるということを見ると、ニーズに十分に対応できていないのではないかとということが若干危惧されることからの質問である。

事務局 1点目、女性相談支援員については、困難な問題を抱える女性の支援に関する法律第11条において、「困難な問題を抱える女性の発見に努め、

その立場に立って相談に応じ、独自の知見に基づき必要な措置を行う」と規定されている。

本市で4月から本庁に配置した女性相談支援員についても、市民の方からの電話や来室での相談に対応する他、女性支援全体の管理、コーディネート、調整役として、事業が円滑に進める役割を担っている。

国の定義では、女性相談支援員は自治体の直接雇用に限定されており、民間の受託者は女性相談支援員と名乗れないのが現状であり、この点については本市から厚生労働省に見直しを要望しているところである。

本市としては社会福祉士の資格を有し、現場での支援経験がある職員により運営される「みんと」を対外的な窓口として周知し、そこで対応する相談支援員8名に実質的に女性相談支援員としての役割を果たしていただいている。

2点目、区役所等から「みんと」につなぐ際の特有の課題については、区役所、支所の方で、高齢、障害、子ども、生活困窮などそれぞれの所管部署があり、そちらの部署で個々に対応するのもあるが、そういった枠組みから漏れてしまうケース、例えば、緊急的な避難が必要となるものでは、18歳を過ぎた子供への親からの暴力といった、児童虐待という形では対応できないものや養護者以外の親族からの高齢者への暴力のような高齢者虐待に当たらないもの、また、性暴力を受けたり予期せぬ妊娠をしてしまったり、女性特有の支援が必要な場合、加えて、高齢者でも障害者でもなく、生活保護も受けておられない、単身女性に対応できる施策が実際ない中で、自立していくための支援を求めておられる方。こういった方などを想定している。

丸山委員 民間に委託したところは女性相談支援員と名乗れないという話は、私も耳にしている。国では、当該施策の展開にあたり研修に力を入れて実施していると聞くが、相談に応じているのが委託先団体の職員であるためにしかるべき研修を受けられないことで、必要な情報が届かないということがないよう、配慮してもらいたい。

事務局 厚生労働省から研修の案内を直接受けており、その都度、「みんと」の職員にも共有している。今後も研修の充実に努めていきたい。

(以上)